

令和2年12月

伊那市議会定例会議案書

令和2年11月27日

令和2年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……	3
議案第2号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……	5
議案第3号	令和2年度伊那市一般会計第7回補正予算について……	6
議案第4号	請負契約の締結について……	7
議案第5号	請負契約の変更について……	8
議案第6号	請負契約の変更について……	9
議案第7号	字の区域の変更について……	10
議案第8号	市道路線の変更及び認定について……	11
議案第9号	伊那中央行政組合格約の変更について……	13
議案第10号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	15
議案第11号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例……	17
議案第12号	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部 を改正する条例……	18
議案第13号	伊那市福祉まちづくりセンター条例の全部を改正する条例……	20
議案第14号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例……	26
議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について……	29
議案第16号	福祉まちづくりセンターの指定管理者の指定の期間の変更について…	32
議案第17号	令和2年度伊那市一般会計第8回補正予算について……	33
議案第18号	令和2年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算 について……	34
議案第19号	令和2年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……	35
議案第20号	令和2年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について……	36
議案第21号	令和2年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算に ついて……	37

伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項及び第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

第 2 条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項及び第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

(伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次の 1 項を加える。

4 給与条例第 48 条第 1 項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の 4 月 1 日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

第25条第1項中「「100分の130」とあるのは「市長が規則で定める割合」と」を「期末手当基礎額に乗じる割合は、市長が別に定め」に改め、同条に次の1項を加える。

4 給与条例第48条第1項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた一般職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年伊那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条第1項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第8条第1項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえた特別職の職員等の期末手当の額の改定を行うため、提案するものであります。

令和 2 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

請負契約の締結について

市営住宅若宮団地A棟建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市営住宅若宮団地A棟建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 504,900,000円
(内消費税 45,900,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地
宮下・池田特定建設工事共同企業体
代表構成員 宮下 金俊 |

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

市営住宅若宮団地A棟建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

請負契約の変更について

令和2年5月13日付けで締結した竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事請負契約について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額

変更前	689,700,000円
変更後	712,547,000円

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

令和2年5月13日付けで締結した竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額等を変更するため、提案するものであります。

請負契約の変更について

令和2年5月29日付けで締結した令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）請負契約について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額

変更前	643,500,000円
変更後	690,976,000円

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

令和2年5月29日付けで締結した令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、提案するものであります。

字の区域の変更について

字の区域を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

野底に変更する区域

美篤8268番1521

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

字の区域を変更する必要性が生じたため、提案するものであります。

市道路線の変更及び認定について

下記のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I - 1 5 2 8	小黒小黒原線	前	西町 5306番 1 先	西町 7227番66先		メートル 1,813.8	メートル 3.4~5.1
		後	西町 5359番 3 先	西町 5454番 1 先		500.0	3.4~7.0
I - 1 4 8 4	小黒原 5 号線	前	西町 6341番 1 先	西町 6046番先		606.6	2.0~8.2
		後	西町 6341番 1 先	西町 6044番 4 先		677.0	2.0~8.2
I - 1 5 0 1	丸林 5 号線	前	西町 6061番55先	西町 6044番 4 先		353.0	2.5~3.8
		後	西町 6061番55先	西町 6047番 2 先		403.0	2.5~3.8
I - 1 5 1 3	城南町小黒原線	前	西町 6230番 4 先	西町 6505番 1 先		920.3	2.5~6.7
		後	西町 6230番 4 先	西町 6092番 3 先		530.0	3.3~6.7

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1694	小黒6号線	西町 5306番1先	西町 5359番3先		メートル 54.0	メートル 4.5~5.1
I-1695	小黒原30号線	西町 7227番66先	西町 6072番2先		1,074.4	4.5
I-1696	小黒原31号線	西町 6111番4先	西町 6505番1先		316.0	4.5

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、市道環状南線整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那中央行政組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、伊那中央行政組合同規約（昭和 38 年長野県指令 38 地第 274 号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那中央衛生センターの経費の負担割合を改正することに伴い、伊那中央行政組合同規約を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那中央行政組合格約の一部を変更する規約

伊那中央行政組合格約（昭和38年長野県指令38地第274号）の一部を次のように変更する。

別表の2中

「

伊那市	72.31%	在住人口割 50%
箕輪町	18.91%	
南箕輪村	8.78%	利用率 50%

」を

「

伊那市	66.34%	在住人口割 50%
箕輪町	24.23%	
南箕輪村	9.43%	利用率 50%

」に

改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 2 6 4 号）の施行に伴い、
所要の改正をするため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 1 7 条」を「第 1 8 条」に、「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）の改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この年」を「その年」に、「当該年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊那市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊那市道路占用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この年」を「その年」に、「当該年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊那市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第 3 条 伊那市準用河川占用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この年」を「その年」に、「当該年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合を

いう。)」に、「この年」を「その年」に、「当該年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の延滞金の割合の特例に係る規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市福祉まちづくりセンター条例の全部を改正する条例

伊那市福祉まちづくりセンター条例（平成18年伊那市条例第73号）の全部を改正する。

伊那市福祉まちづくりセンター条例

（設置）

第1条 地域福祉の向上及び市民相互の交流の促進を図るとともに福祉の総合相談を行う活動の拠点として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定により、福祉まちづくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福祉まちづくりセンター

位置 伊那市山寺298番地1

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 第6条各号に掲げる事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間及び休館日）

第5条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 休館日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、センターの開館時間及び休館日を変更することができる。

（事業）

第6条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域福祉活動の推進並びに情報の交換及び発信に関すること。
- (2) 福祉に関する総合的な相談及び支援に関すること。
- (3) 市民相互の交流の促進及び市民の生きがいにづくりに関すること。
- (4) 福祉活動及びボランティア活動の担い手の育成及び啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業
(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (4) 管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(登録)

第9条 市の区域において地域福祉に関する活動等を行うことを主たる目的とする団体であって当該活動等を行うものは、センターの利用団体として登録（以下「登録」という。）を受けることができる。

- 2 指定管理者は、審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る団体を登録する。
(登録の期間及び変更の届出)

第10条 登録は、期間を付して行う。

- 2 前項の期間は、登録をした日から当該登録をした日の属する年度が終了する日までとする。
- 3 登録を受けた団体は、前2項の規定により付された期間内において、登録を受けた事項に関する変更が生じた場合は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第11条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(登録を受けた団体の利用料金の納付)

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、使用者が第9条第2項の規定により登録を受けた場合は、利用料金の納付を要さない。

(利用料金の還付)

第14条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第16条 使用者は、センターに特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(物品の販売)

第17条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 施設等の管理上必要とする指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第21条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、センターの管理の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合における第5条、第7条から第10条まで、第16条から第18条まで及び別表の規定の適用については、次の

表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、必要があると認めるときは
第7条から第10条まで及び第16条から第18条まで	指定管理者	市長
別表	(第11条関係)	(第22条関係)
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第22条 第11条の規定にかかわらず、市長が管理するセンターを利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第23条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(登録を受けた団体の使用料の納付)

第24条 第22条の規定にかかわらず、使用者が第9条第2項の規定により登録を受けた場合は、使用料の納付を要さない。

(使用料の還付)

第25条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月6日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の伊那市福祉まちづくりセンター条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表 (第11条関係)

施設等利用料金

1 施設

使用区分	利用料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第1多目的室、第2多目的室、第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室及び第5研修室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
調理実習室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円

備考

- 1 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収して使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 2 物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 3 入場料を徴収し、かつ、物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の225に相当する額とする。
- 4 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額（1から3までの規定により増額された場合は、増額された額）の100分の200に相当する額とする。
- 5 1から4までの規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

2 附属設備等

区分	利用料金
附属設備を使用する場合	市長が別に定める額
冷房又は暖房を使用する場合	

令和2年11月27日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

福祉まちづくりセンターの建替えに伴い、所要の改正を行うため、提案するもの
あります。

伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例（平成18年伊那市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

	竹・わら細工伝承館 竹の家
--	---------------

」を

「

	竹・わら細工伝承館 竹の家
	水車小屋

」に

改める。

第4条第3号の表中

「

	(2) パンづくり体験に関する事。
ドッグラン	(1) ドッグランの維持管理及び運営に関する事。
交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関する事。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関する事。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関する事。
バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関する事。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する事。

」を

「

	(2) パンづくり体験に関する事。
水車小屋	(1) 玄そばの製粉等に関する事。
ドッグラン	(1) ドッグランの運営に関する事。
交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関する事。 (2) 交流促進施設の運営に関する事。 (3) お菜洗い場の運営に関する事。
バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関する事。

」を

」に

改める。

第5条第1項の表中

「

竹・わら細工伝 承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及 び年末年始
-------------------	---------------	-------------------

」を

「

竹・わら細工伝 承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及 び年末年始
水車小屋	午前8時30分から午後5時まで	年末年始

」に

改める。

第10条第1項中「ドッグラン」を「水車小屋、ドッグラン」に改める。

別表中

「

名称	区分	利用料金
----	----	------

」を

「

名称	区分	利用料金
水車小屋	玄そば1kg当たり	200円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

水車小屋の利用料金の徴収及び管理を指定管理者に行わせる等のため、提案する
ものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 伊那北地域活性化センター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那北地域活性化センター	きたっせ活性化委員会	令和 3年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで

2 日帰り温泉施設

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広温泉 みはらしの湯	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
高遠温泉 さくらの湯	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

3 保養センター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広荘	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
高遠さくらホテル	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
仙流荘	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

4 温泉の自動給湯施設

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広温泉スタンド	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
高遠温泉スタンド	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

5 山荘

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
西駒山荘	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
北沢峠 こもれび山荘	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
仙丈小屋	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
藪沢小屋	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
塩見小屋	伊那市観光株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

6 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
水車小屋	はびろ農業公園管理組合	令和 3年 2月 1日から 令和 6年 3月31日まで

7 体験交流施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
新山ふるさと体験館	新山区長会	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

8 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
室町いきいき交流施設	室町町内会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
下県いきいき交流施設	下県区	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
唐木いきいき交流施設	小出島区	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
駒美町いきいき交流施設	駒美町常会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
日影いきいき交流施設	日影町内会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
水神町いきいき交流施設	水神町町内会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで

小出一区いきいき交流施設	小出一区	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
原勝間いきいき交流施設	原勝間常会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
黒川いきいき交流施設	黒川組	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
前原いきいき交流施設	前原区	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
沢渡いきいき交流施設	沢渡区	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
越道いきいき交流施設	越道押出常会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで
東方いきいき交流施設	東方常会	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで

令和 2年 11月 27日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

福祉まちづくりセンターの指定管理者の指定の期間の変更について

福祉まちづくりセンターの指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

記

現行の指定の期間「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和8年3月31日」に変更する。

令和2年11月27日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

福祉まちづくりセンターの建替えに伴い、令和3年度に供用開始を予定している新施設について、効果的かつ効率的な施設の管理に向けて現行の指定管理者の指定の期間を4年間延長するため、提案するものであります。

令和 2 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 27 日提出

伊那市長 白鳥 孝